

特殊詐欺被害撲滅に関する協定書

千葉県市川警察署（以下「甲」という。）、千葉県行徳警察署（以下「乙」という。）、市川市自治会連合協議会（以下「丙」という。）、市川市民生委員児童委員協議会（以下「丁」という。）、市川市市川防犯協会（以下「戊」という。）、市川市行徳防犯協会（以下「己」という。）、市川警察署管内金融機関防犯協議会（以下「庚」という。）、行徳警察署管内金融機関防犯協議会（以下「辛」という。）及び市川市（以下「壬」という。）は、特殊詐欺被害撲滅を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬の間において、相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、特殊詐欺被害撲滅に関する活動を推進し、もって市民生活の安全・安心の確保に資することを目的とする。

（協定事項）

- 第2条 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、特殊詐欺被害撲滅のため、相互の活動に対し積極的に協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、特殊詐欺に関する情報を、適宜、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬に提供するものとする。
- 3 丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、前項の規定に基づき提供された情報等により、特殊詐欺被害防止に努めるものとする。
- 4 甲、乙及び壬は、広く市民に対して、特殊詐欺被害防止のための啓発活動を行い、意識の高揚を図るものとする。
- 5 丙、丁、戊、己、庚及び辛は、甲、乙及び壬が実施する前項の活動に対し、積極的に協力するものとする。
- 6 丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、特殊詐欺の発生若しくはその発生が見込まれる事案を把握したときは、甲又は乙へ情報を提供するものとする。

（秘密の保持）

第3条 丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本協定の運用に際して知り得た個人情報等を、関係者以外の第三者に漏らしてはならない。

（協定の変更及び協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬で協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬のいずれから異議が出ないときは、協定更新の手続を経ることなく、この期間は更に同一の条件をもって延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を9通作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月18日

甲 千葉県市川警察署 署長 山本 能之

乙 千葉県行徳警察署 署長 木内 祥恭

丙 市川市自治会連合協議会 会長 滝沢 晶次

丁 市川市民生委員児童委員協議会 会長 立川 和子

戊 市川市市川防犯協会 会長 小林 俊之

己 市川市行徳防犯協会 会長 松倉 勉

庚 市川警察署管内金融機関防犯協議会 会長 酒井 正平

辛 行徳警察署管内金融機関防犯協議会 会長 市原 晃

壬 市川市 市長 村越 祐民